

デュアルドリーム

ニッセイ指定通貨建年金原資確定部分付変額年金保険(米ドル建・豪ドル建)

〈指定通貨建年金原資確定部分付変額年金保険(無配当2016)〉



特別勘定の最新の運用状況を日本生命のホームページでご確認いただけます。

- ① 右のQRコードをスマートフォン等のバーコードリーダーで読取ってください。
QRコードがうまく読取れない場合は、以下のURLからホームページにアクセスしてください。

https://www.nissay.co.jp/kojin/shohin/madohan/dualdream_b/

- ② 開いたページで、確認したい通貨の  をクリックしてください。
特別勘定の最新の運用状況をPDFファイルで確認できます。

※QRコードは(株)デンソーウェブの商標です。



ご検討にあたっては、当書面と「 例表または提案書」をあわせてご覧ください。
お申込みにあたっては、クーリング・オフ制度、お支払事由の詳細や制限事項等、
契約内容に関する重要な事項について記載している当書面と

 **ご契約のしおり一約款**  **特別勘定のしおり** を必ずご確認ください。

詳しくは、変額保険販売資格をもつ生命保険募集人までお気軽にご相談ください。

募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「デュアルドリーム」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 「デュアルドリーム」は日本生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は「デュアルドリーム」の引受保険会社である日本

生命の支払能力を保証するものではありません。
●法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。



(お問い合わせ、ご照会)

 **MUFG** 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター(保険)

0120-860-777

月～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く)
<https://www.bk.mufig.jp>

(ご契約内容のご照会)

日本生命保険相互会社

ニッセイダイレクト事務センター

0120-375-621 (通話料無料)

[受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)

ホームページ <https://www.nissay.co.jp>

TP

©日本19-508,19/4/1,金融法人管理G) MU-WD215

ご契約前に必ずお読みください

契約締結前交付書面

(契約概要 /
注意喚起情報)

兼

商品パンフレット

- 「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、死亡保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
なお、現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合は、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。



**この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**

特別勘定の運用実績、解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

募集代理店

 **MUFG** 三菱UFJ銀行

引受保険会社

 **日本生命保険相互会社**
NISSAY

ダブルス効果だ。

外貨の好金利を活かす変額年金の名コンビ。
あなたの資産を、守りながらふやします。

日本の低金利の状況が続く中、
外貨への関心が高まっているのをご存知ですか？
実は、家計における外貨資産は20年で約4倍に増加しています。

→ 詳細は P.33-34 をご確認ください。

ボクがしっかり
まもるから、
キミは安心して
せめていいよ。



せっかく外貨で運用するのですから、そのメリットを享受しましょう。

外貨の好金利が活きるのは、
実は守りの部分。
守りに使う資金が好金利のおかげで少なくて済み、
そのため攻めに使える資金が多くなり、
思いきった運用ができるのです。
「デュアルドリーム」は、
守りと攻めにご資金を効果的に振り分け、
年金額の増大をめざします。

ダブルス効果の
イメージ

積極
運用

安定
運用



アクティブな投資で

せめる

まもる

年金
原資



積極運用の
成果が上乘せ
されます

指定通貨で
一時払保険料と
同額が保証
されます

円の目標金額に到達したら、
運用成果を自動的に確保。



しかも

→ 詳細は P.3-6 をご確認ください。

特徴としくみ

目標金額に
到達した場合

「まもる」と「せめる」のダブルス効果で、 年金原資を守りながらふやします。



ご注意

- ご負担いただく費用があります。
- 為替・金利・運用実績連動部分の価格の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。

詳細は P.25-27 をご確認ください。

ふやす

積極的に運用し、円の目標金額をめざします。

- 解約払戻金の円換算額に目標金額を設定できます。目標金額は何度でも変更できます。

ご契約時は一時払保険料(円)の105%~200%の間(5%刻み)で、その後は100%の設定もできます。※目標金額の設定は必須ではありません。

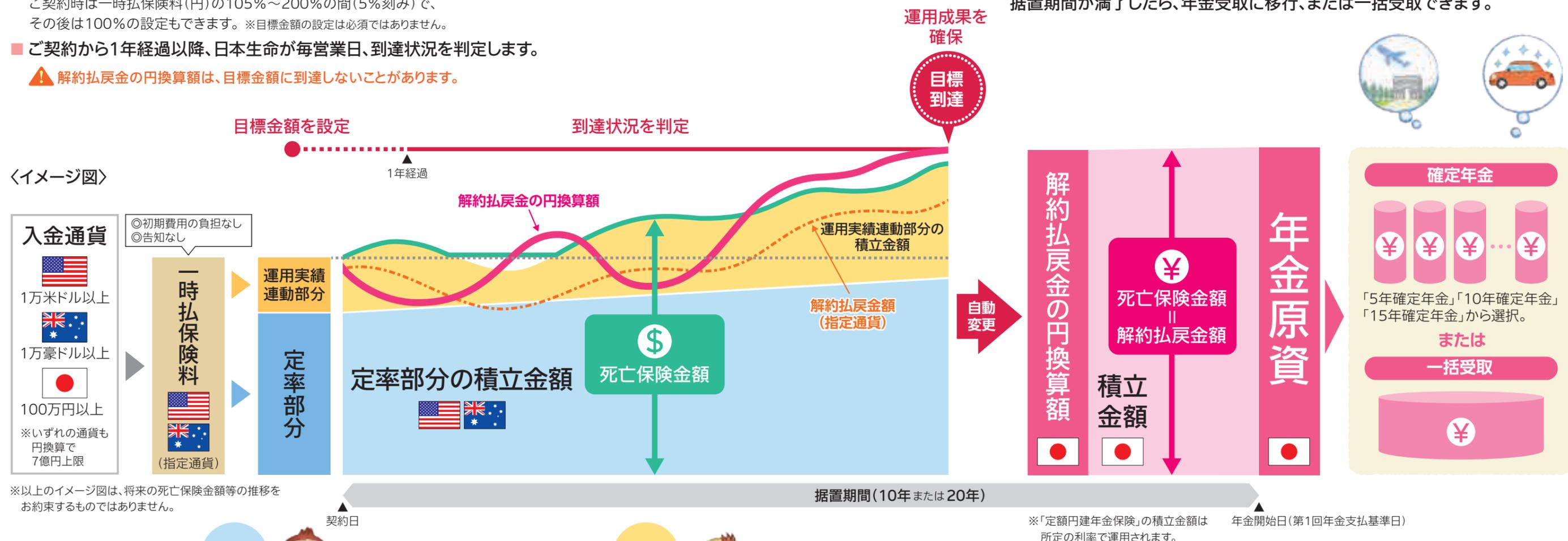
- ご契約から1年経過以降、日本生命が毎営業日、到達状況を判定します。

⚠ 解約払戻金の円換算額は、目標金額に到達しないことがあります。

つかう

円でご資金を確保し、受取り方を選びます。

- 解約払戻金の円換算額で「定額円建年金保険」に自動的に変更。据置期間が満了したら、年金受取に移行、または一括受取できます。



安定運用
外貨の好金利で複利運用され、積立金は安定してふえます。



まもる

積極運用
株式市場の動向に応じて収益獲得をめざす運用を行います。積立金は運用実績に応じて増減します。



せめる

※定率部分と運用実績連動部分の比率は、定率部分に適用される積立利率により決まります。

被保険者が亡くなられたとき死亡保険金をお支払いします。
死亡保険金
(円または指定通貨)

指定通貨で一時払保険料以上が保証されます。死亡保険金は、指定通貨で「一時払保険料」「積立金額」「解約払戻金額」のいずれか大きい金額となります。

⚠ 円で受取る場合は、為替レートによっては一時払保険料(円)を下回ることがあります。

「円建死亡保険金特約」を付据置期間中、一時払保険料保証されます。
※ご契約時のみ付加できます。
※特約を付加すると、運用実績連動部分の比率が加すれば、(円)以上が

目標金額に到達しない場合については、P.5-6をご確認ください。

商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

アフターサービス

資料・早見表

もし、円の目標金額に到達しなくとも…

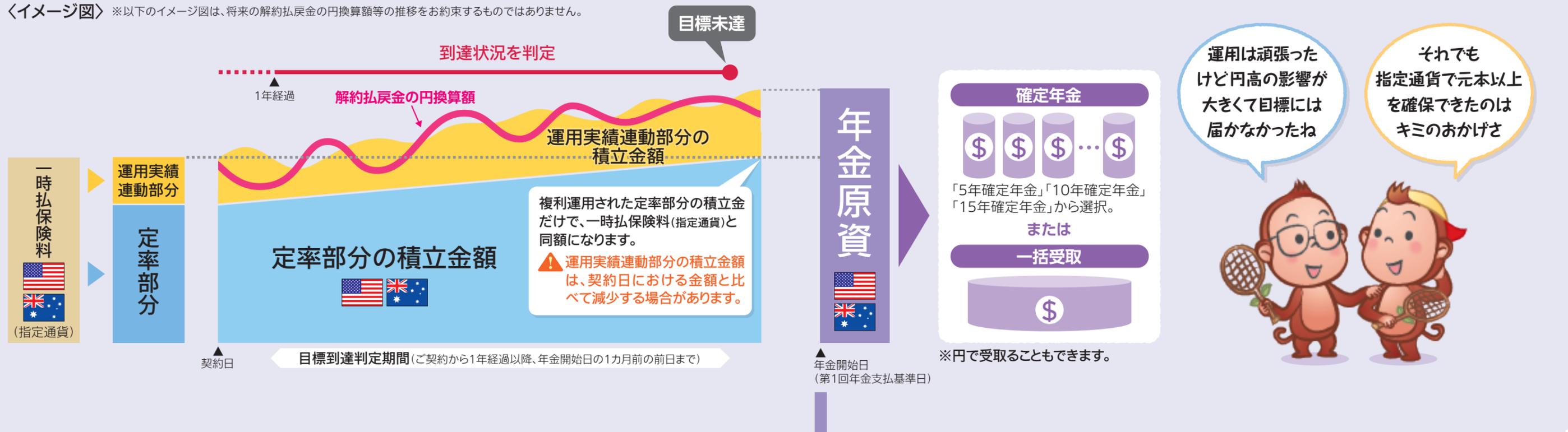
年金原資は指定通貨で一時払保険料以上が保証されます。

ご注意

- ご負担いただく費用があります。
- 為替・金利・運用実績連動部分の価格の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。

→ 詳細は P.25-27 をご確認ください。

〈イメージ図〉 ※以下のイメージ図は、将来の解約払戻金の円換算額等の推移をお約束するものではありません。

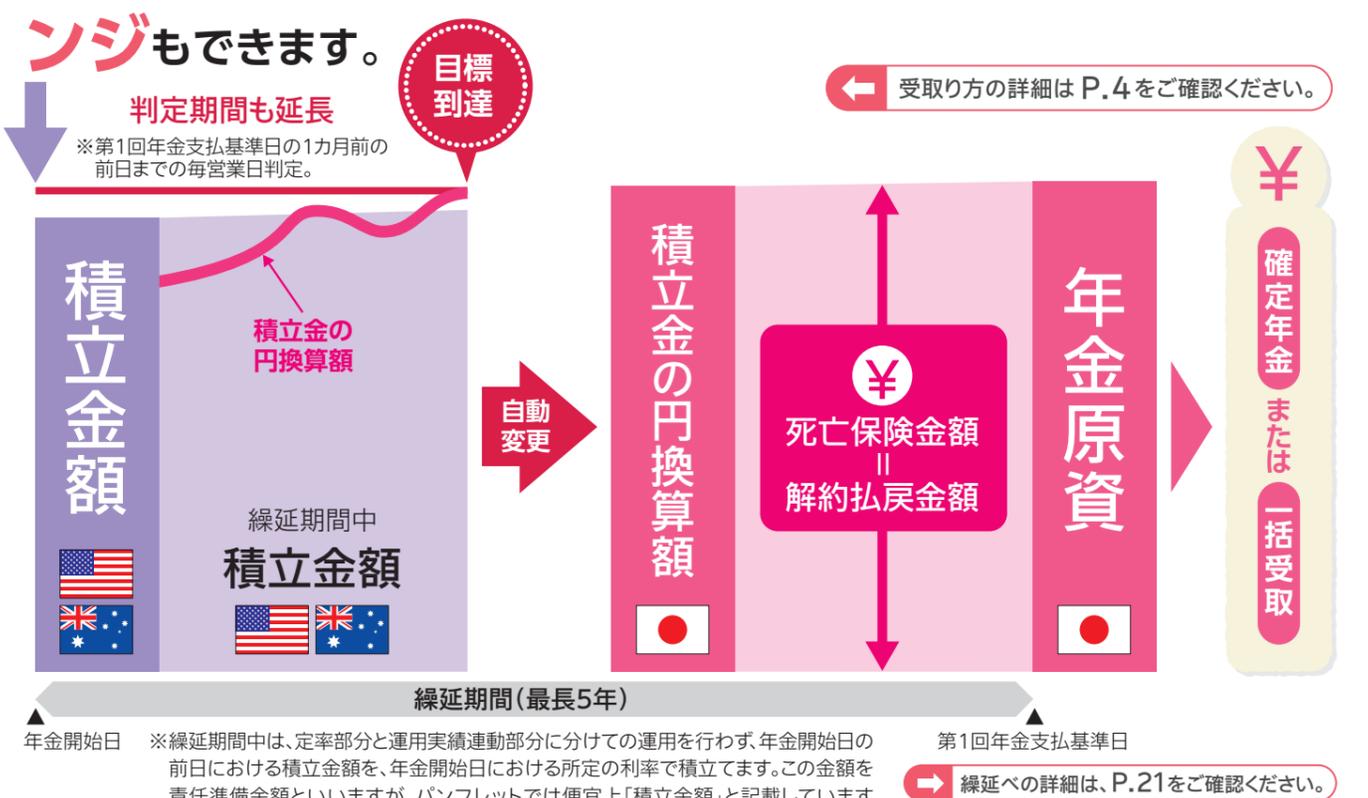


繰延べにより、円の目標金額への再チャレンジもできます。

- 年金の受取開始時期を、1回に限り、最長5年間繰延べることができます。
 - ※年金開始日に「第1回年金支払基準日の変更に関する特約」を付加します。
 - ※定額円建年金保険に移行後や、お申し出時に日本生命が取扱っていない場合は、この特約を付加できません。
 - 繰延べにより、改めて判定期間を設けることができます。目標金額は何度でも変更できます。
 - ※目標金額の設定は必須ではありません。
- ⚠ 積立金の円換算額は、目標金額に到達しないことがあります。また、繰延べしなかった場合と比べて、減少することがあります。

さらに5年間、もう一度、円の目標金額にチャレンジできて楽しみだね

← 目標金額に到達した場合には、P.3-4をご確認ください。



運用実績連動部分のしくみ 各ポートフォリオへの配分 切替ルールおよびトレンドの計測について

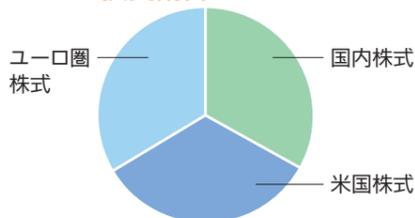
株式市場の動向に応じてポートフォリオを機動的に切替え、資産の増大をめざします。

用語のご説明
 ○ポートフォリオ—安全性や収益性を考えた、分散投資の組合せのことです。
 ○ボラティリティ—資産価格の変動性のことで、数値が高いほど価格の変動幅が大きくなります。
 ○レバレッジ取引—レバレッジとは槌子(てこ)を意味し、少額の資金で大きな収益の獲得をめざす取引手法のことです。

株式市場が好調なときには 株式ポートフォリオで運用

- 国内、米国、ユーロ圏の株式にそれぞれ3分の1ずつ投資し、積極的に収益の獲得をめざすポートフォリオです。
- ボラティリティ上限は年率**45%**程度
 ※ボラティリティを調整する手段として、レバレッジをかけますが、レバレッジの上限は最大約3倍と定めています。
- 各資産への投資割合は固定となります。

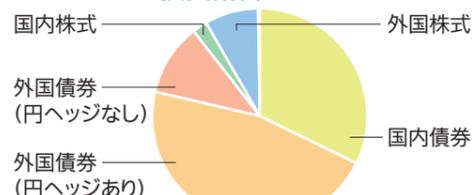
投資割合イメージ



株式市場が不調なときには 資産分散ポートフォリオで運用

- リスクの性格がそれぞれ異なる資産に分散投資するポートフォリオです。
- ボラティリティ上限は年率**20%**程度
 ※ボラティリティを調整する手段として、レバレッジをかけますが、レバレッジの上限は最大約5倍と定めています。
- 各資産への投資割合は原則月1回見直します。
- 安定運用ノウハウのある、ニッセイアセットマネジメント株式会社による投資助言を反映

投資割合イメージ



株式市場の
トレンドを日々計測し、
ルールにもとづき
自動切替

配分切替について

株式市場の直近約1週間の水準と、過去約1年の移動平均および過去約6カ月の移動平均とを比較して配分します。

どんなときにポートフォリオを切替えるのか、
はっきりしているから安心だよ



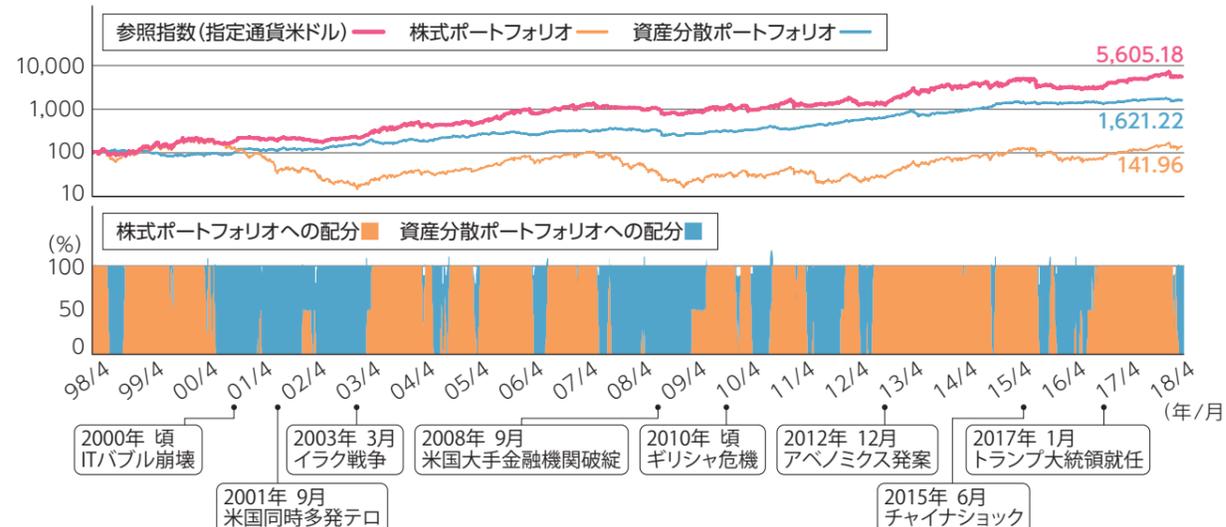
強い上昇トレンド	上昇トレンド	下降トレンド
株式市場の「直近約1週間の水準」が		
「過去約1年の移動平均」および「過去約6カ月の移動平均」の両方を上回っている場合*	「過去約6カ月の移動平均」のみ上回っている場合*	「過去約6カ月の移動平均」を下回っている場合
直近約1週間の水準	過去約1年の移動平均	過去約6カ月の移動平均
配分指示	配分指示	
株式ポートフォリオ 100%	株式ポートフォリオ 50% 資産分散ポートフォリオ 50%	資産分散ポートフォリオ 100%

* 同水準である場合を含みます。 ※運用状況によっては、上記のような運用ができない場合があります。

参照指数の推移イメージと各ポートフォリオへの配分切替の推移イメージ

1998年4月末を100として2018年4月末まで運用したと仮定

- 「過去の各ポートフォリオの推移」と左記の「配分切替ルールにもとづく配分割合の推移」を示しています。(レバレッジ取引を利用)
- 参照指数は左記ルールにもとづき各ポートフォリオへの配分切替を行い運用した場合の推移を示した指数です。
- 運用実績連動部分では、この参照指数の動きに概ね連動した収益の獲得をめざします。



※配分切替ルールにもとづき運用した結果、必ず収益を最大化・損失を最小化できるものではありません。

レバレッジ取引のイメージ 指定通貨が米ドルで収益を5倍にする運用をしたイメージ



レバレッジ取引を行うことにより、大きな収益を得られる可能性がある一方、大きな損失となることもあり、運用実績連動部分の積立金額がゼロになる可能性があります。なお、マイナスになることはなく、定率部分に影響を与えることはありません。

注意 運用実績連動部分の積立金額が大きく減少した場合、下落前の水準まで回復することが困難になることがあります。詳細はP.25-26、および特別勧定のしおりをご確認ください。

商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

アフターサービス

資料・早見表



米ドル運用シミュレーション



「米ドル」は世界の基軸通貨と呼ばれており、圧倒的な流通量を誇っています。
据置期間10年は定率部分の割合をふやし、着実にふやすことで年金として受取りたい
お客さまに、据置期間20年は運用実績連動部分の割合をふやし、積極的に運用することで、
より高い目標金額をめざしたいお客さまに適したプランです。

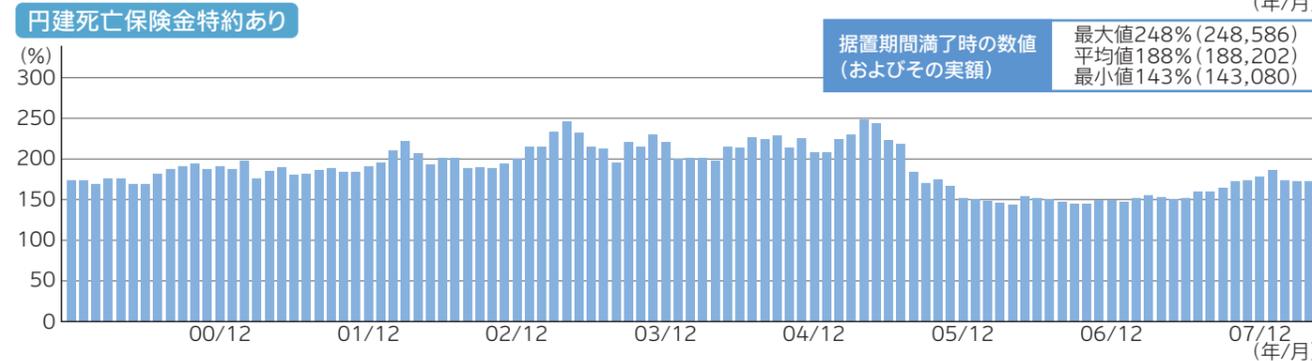
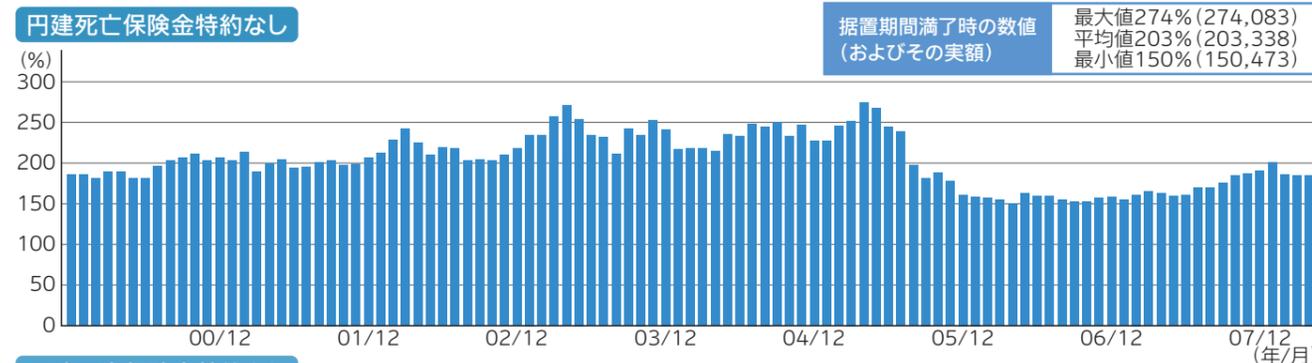
据置期間10年

1999年12月末～2008年4月末までの各月末から、2009年12月末～2018年4月末
までの各月末まで10年間運用したと仮定して作成(101ケース)

●目標金額到達シミュレーション

目標値	円建死亡保険金特約なし						円建死亡保険金特約あり					
	到達データ			目標到達までの期間			到達データ			目標到達までの期間		
	到達ケース (101)	うち 5年未満	到達率	平均	最短	最長	到達ケース (101)	うち 5年未満	到達率	平均	最短	最長
105%	101	77	100%	2.92	1.00	7.12	101	76	100%	3.10	1.00	7.28
110%	101	74	100%	3.27	1.00	7.29	101	72	100%	3.52	1.00	7.37
120%	101	69	100%	3.96	1.01	7.45	101	68	100%	4.16	1.17	7.65
150%	101	45	100%	5.81	2.14	9.05	100	28	99%	6.54	3.51	9.62
200%	62	4	61%	7.94	4.57	9.88	39	1	38%	8.34	4.97	9.92

●積立金額シミュレーション



前提条件 ①円建死亡保険金特約なし(据置期間10年) ②円建死亡保険金特約あり(据置期間10年)

- 共通
- 積立利率:
 - ①2.23%
 - ②1.86%
 - ③1.78%
 - ④1.42%
 - 運用実績連動部分の割合:
 - ①19.8%
 - ②16.9%
 - ③29.8%
 - ④24.6%
 - 定率部分の割合:
 - ①80.2%
 - ②83.1%
 - ③70.2%
 - ④75.4%

- 一時払保険料: 100,000米ドル
- 資産分散ポートフォリオの配分割合: 2018年4月末の配分比率を適用(全ケース固定)
- 費用: 保険契約関係費・資産運用関係費を控除後、受取時の課税前
- 記載の数値は所定の方法で端数処理を実施

ご確認にあたってのご留意点 → シミュレーションに使用した市場環境データは、P.35をご確認ください。

- 当シミュレーションは、この保険の特別勘定の運用戦略にもとづいて、過去の一定期間運用したものと仮定し、その結果を事後的に検証したものであり、実際の運用成果を表したものではありません。
また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当シミュレーションは、BNPパリバ証券株式会社からのデータをもとに、日本生命が作成しております。

- BNPパリバ証券株式会社は、当資料に掲載しているデータの正確性について保証するものではなく、また、当データを用いたいかなるシミュレーションに対しても一切責任を負うものではありません。
- 日本生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。

特別勘定の最新の運用状況を日本生命のホームページでご確認いただけます。
詳しくは、裏表紙をご確認ください。

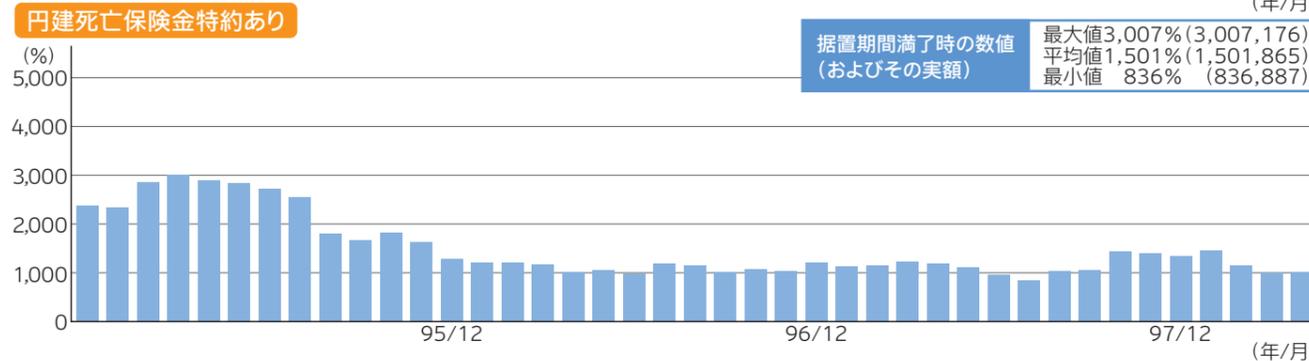
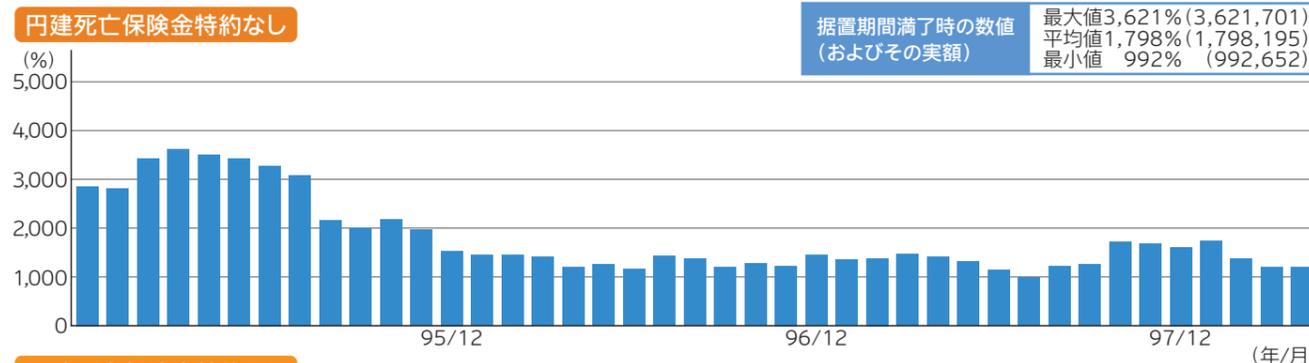
据置期間20年

1994年12月末～1998年4月末までの各月末から、2014年12月末～2018年4月末
までの各月末まで20年間運用したと仮定して作成(41ケース)

●目標金額到達シミュレーション

目標値	円建死亡保険金特約なし						円建死亡保険金特約あり					
	到達データ			目標到達までの期間			到達データ			目標到達までの期間		
	到達ケース (41)	うち 5年未満	到達率	平均	最短	最長	到達ケース (41)	うち 5年未満	到達率	平均	最短	最長
105%	41	41	100%	1.25	1.00	3.42	41	41	100%	1.36	1.00	3.44
110%	41	41	100%	1.35	1.00	3.44	41	41	100%	1.58	1.00	3.74
120%	41	41	100%	1.74	1.00	3.78	41	39	100%	2.07	1.00	5.22
150%	41	31	100%	3.19	1.31	6.10	41	28	100%	3.67	1.42	7.26
200%	41	20	100%	5.06	1.99	8.15	41	13	100%	5.70	2.05	8.27

●積立金額シミュレーション



前提条件 ③円建死亡保険金特約なし(据置期間20年) ④円建死亡保険金特約あり(据置期間20年)

目標金額到達シミュレーション

各目標値にもとづく目標金額に到達したケース数と到達率および到達までの期間(年数)を示しています。

- 目標到達判定期間: ご契約から1年経過以降、年金開始日の1カ月前の前日まで
- 解約払戻金の円換算額: 定率部分に適用される市場金利調整および解約控除を差引いて算出。
また、円換算に際して、判定日における日本生命所定の為替レート(TTM-50銭)を適用。

積立金額シミュレーション

一時払保険料を100%として、各期間運用した場合の据置期間満了時の積立金額(指定通貨)の推移を示しています。また期間内の最大値・最小値および平均値と、その実額を示しています。



豪ドル運用シミュレーション



「豪ドル」は先進国の好金利通貨として近年資産運用の対象として注目を集めています。据置期間10年は定率部分の割合をふやし、着実にふやすことで年金として受取りたいお客さまに、据置期間20年は運用実績連動部分の割合をふやし、積極的に運用することで、より高い目標金額をめざしたいお客さまに適したプランです。

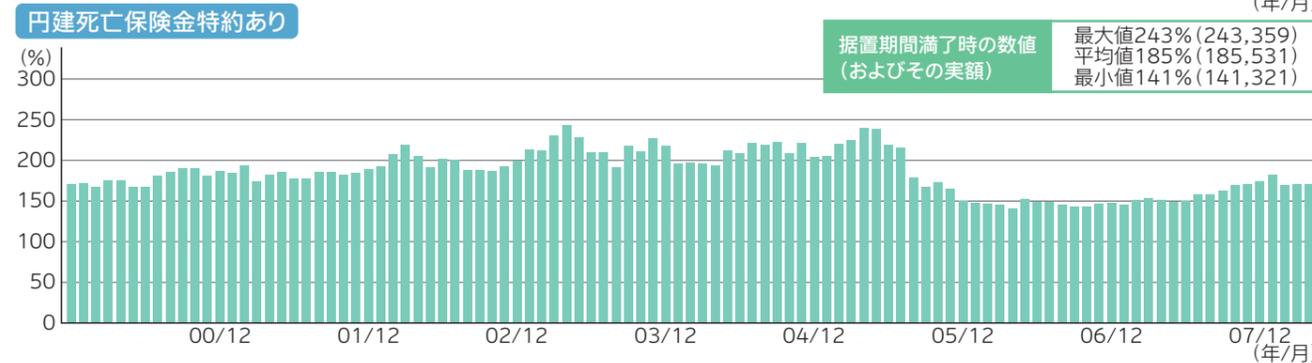
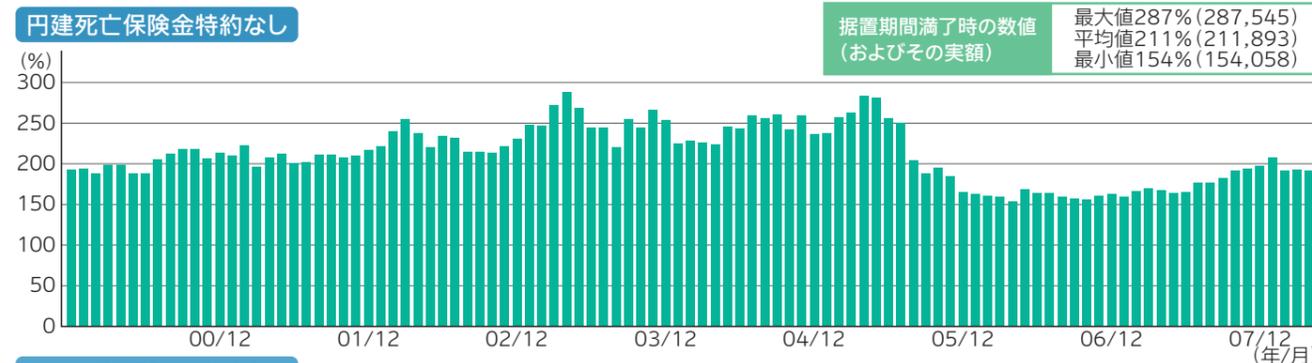
据置期間10年

1999年12月末～2008年4月末までの各月末から、2009年12月末～2018年4月末までの各月末まで10年間運用したと仮定して作成(101ケース)

●目標金額到達シミュレーション

目標値	円建死亡保険金特約なし						円建死亡保険金特約あり					
	到達データ			目標到達までの期間			到達データ			目標到達までの期間		
	到達ケース(101)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長	到達ケース(101)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長
105%	101	87	100%	2.10	1.00	5.94	101	87	100%	2.17	1.00	6.03
110%	101	86	100%	2.26	1.00	6.03	101	82	100%	2.45	1.00	6.19
120%	101	79	100%	2.73	1.00	6.36	101	77	100%	3.05	1.01	7.02
150%	100	67	99%	4.15	1.51	7.98	95	61	94%	4.61	2.12	9.91
200%	83	39	82%	6.05	3.09	9.82	74	32	73%	6.42	3.38	9.53

●積立金額シミュレーション



前提条件 ①円建死亡保険金特約なし(据置期間10年) ②円建死亡保険金特約あり(据置期間10年)

- 共通
- 積立利率: ①2.14% ②1.59% ③1.85% ④1.36%
 - 運用実績連動部分の割合: ①19.1% ②14.6% ③30.7% ④23.7%
 - 定率部分の割合: ①80.9% ②85.4% ③69.3% ④76.3%

- 一時払保険料: 100,000豪ドル
- 資産分散ポートフォリオの配分割合: 2018年4月末の配分比率を適用(全ケース固定)
- 費用: 保険契約関係費・資産運用関係費を控除後、受取時の課税前
- 記載の数値は所定の方法で端数処理を実施

ご確認にあたってのご留意点 → シミュレーションに使用した市場環境データは、P.35をご確認ください。

- 当シミュレーションは、この保険の特別勘定の運用戦略にもとづいて、過去の一定期間運用したものと仮定し、その結果を事後的に検証したものであり、実際の運用成果を表したものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当シミュレーションは、BNPパリバ証券株式会社からのデータをもとに、日本生命が作成しております。

- BNPパリバ証券株式会社は、当資料に掲載しているデータの正確性について保証するものではなく、また、当データを用いたいかなるシミュレーションに対しても一切責任を負うものではありません。
- 日本生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。

特別勘定の最新の運用状況を日本生命のホームページでご確認いただけます。詳しくは、裏表紙をご確認ください。

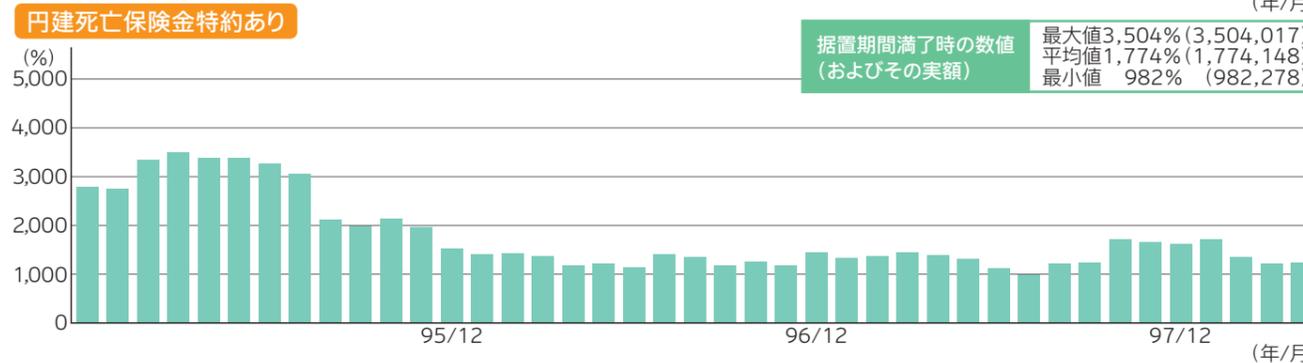
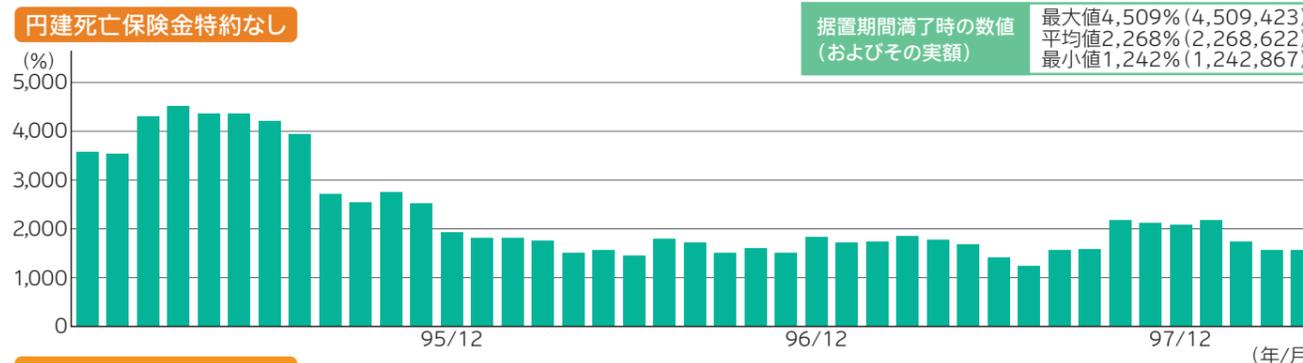
据置期間20年

1994年12月末～1998年4月末までの各月末から、2014年12月末～2018年4月末までの各月末まで20年間運用したと仮定して作成(41ケース)

●目標金額到達シミュレーション

目標値	円建死亡保険金特約なし						円建死亡保険金特約あり					
	到達データ			目標到達までの期間			到達データ			目標到達までの期間		
	到達ケース(41)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長	到達ケース(41)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長
105%	41	35	100%	2.03	1.00	5.76	41	27	100%	2.71	1.00	6.01
110%	41	34	100%	2.30	1.00	5.82	41	23	100%	3.16	1.00	6.18
120%	41	24	100%	3.11	1.00	6.14	41	21	100%	3.58	1.00	6.42
150%	41	17	100%	4.34	1.01	6.74	41	13	100%	4.96	1.01	7.07
200%	41	11	100%	5.59	1.67	7.98	41	8	100%	6.45	1.86	8.21

●積立金額シミュレーション



前提条件 ③円建死亡保険金特約なし(据置期間20年) ④円建死亡保険金特約あり(据置期間20年)

目標金額到達シミュレーション

各目標値にもとづく目標金額に到達したケース数と到達率および到達までの期間(年数)を示しています。
 ●目標到達判定期間: ご契約から1年経過以降、年金開始日の1カ月前の前日まで
 ●解約払戻金の円換算額: 定率部分に適用される市場金利調整および解約控除を差引いて算出。また、円換算に際して、判定日における日本生命所定の為替レート(TTM-50銭)を適用。

積立金額シミュレーション

一時払保険料を100%として、各期間運用した場合の据置期間満了時の積立金額(指定通貨)の推移を示しています。また期間内の最大値・最小値および平均値と、その実額を示しています。

死亡保険金について

被保険者が死亡した日の

一時払保険料
(指定通貨)

積立金額
(指定通貨)

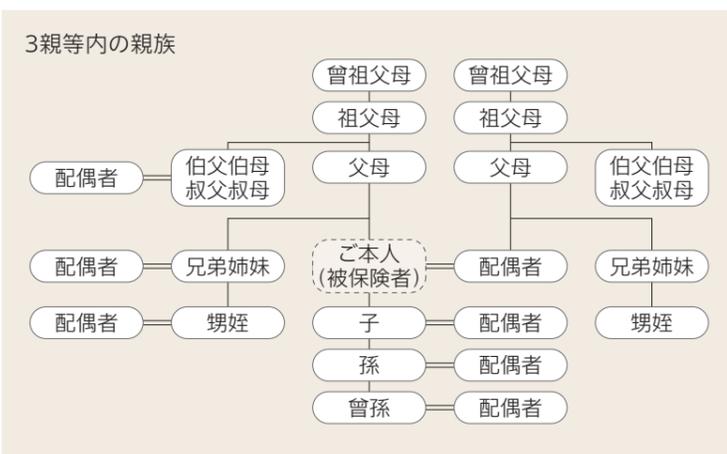
解約払戻金額
(指定通貨)

いずれか大きい金額=死亡保険金として支払われます。

死亡保険金受取人は、
被保険者の配偶者または
3親等内の親族から指定
いただけます(複数人指定可)。

※複数人指定いただいた際は、原則代表者の口座にお振り込みしますが、個別の口座に死亡保険金をお振り込みできる場合もあります。

※海外に居住されている方や外国籍の方も指定いただけます。ただし、請求や送金のお手続き等は日本国内で行う必要があります。



生命保険のメリット

死亡保険金の非課税額が活用できます。

契約者・被保険者が同一人の場合、相続税の課税対象となります。
受取人が相続人*1のとき、他の死亡保険金等と合算のうえ、死亡保険金の非課税額を活用することができます。

死亡保険金の非課税額 = **500万円 × 法定相続人の数***2

- *1 相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません。
- *2 法定相続人の数は、相続を放棄した人がいても、その放棄がなかったとした場合の相続人の数です。養子は人数が限られます(被相続人に実子がいる場合は1人、実子がいない場合は2人までとなります)。

※税務に関する内容は、2019年2月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

→ 詳細はP.29をご確認ください。

死亡保険金は、受取人固有の財産になります。

死亡保険金は、死亡保険金受取人固有の財産のため、遺産分割協議の対象外*3となります。
*3 ただし、相続人の中で著しい不公平が生じる場合はこの限りではありません。

死亡保険金は、すみやかに受取りいただけます。

生命保険の死亡保険金は、受取人の請求により、5営業日以内*4にお受取りいただけます。
*4 ただし、死亡保険金をお支払いするために確認等が必要な場合はこの限りではありません。

請求に必要な書類は以下のとおりです。

- 所定の請求書 ●死亡診断書(コピー可) ●所定の本人確認書類(コピー可)
- ※その他、戸籍謄(抄)本、交通事故証明書等のご提出が必要な場合もあります。

※死亡保険金をお支払いできない場合があります。P.28をご確認ください。



⚠ 指定通貨で一時払保険料以上が保証されますが、円で受取る場合、為替レートによっては一時払保険料(円)を下回る可能性があります。

そこで 一時払保険料(円)以上を確保したい場合は……

円建死亡保険金特約

※ご契約時のみ付加でき、途中解約はできません。

据置期間中、一時払保険料(円)が最低保証されます。

死亡時の為替レートがご契約時より円高になった場合でも、円で受取る死亡保険金が、一時払保険料(円)を下回らないように保証します。 → 詳細はP.20をご確認ください。

⚠ 被保険者の契約日の満年齢によっては、この特約を付加できない場合があります。

⚠ 特約を付加すると、積立利率が低くなり、運用実績連動部分の比率が小さくなります。

例 死亡時に円高の場合



例 死亡時に円安の場合



※以上のイメージ図は、将来の死亡保険金額等の推移をお約束するものではありません。



契約概要

この契約概要は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項です。

- **ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認ください。**
- ここで記載しているお支払事由やお支払いに際しての制限事項およびご契約の内容に関する事項は、概要や代表事例です。

詳細については **ご契約のしおり一約款** をご確認ください。

また、運用実績連動部分の詳細については **特別勘定のしおり** をご確認ください。

	記載 ページ
1 保険のしくみ	P.17
2 積立利率	P.18
3 保障内容	P.19
4 解約払戻金	P.20
5 特約	P.20
6 引受条件 (2019年4月現在)	P.22
7 運用実績連動部分の概要	P.23
8 リスク	P.23
9 諸費用	P.23

用語のご説明

※一時払保険料は基本保険金額と同額となるため、当冊子では、基本保険金額を「一時払保険料」と記載しております。
 ※円払込金額、または払込金額を責任開始日の円入金用為替レートで円に換算した額を「一時払保険料(円)」と記載しております。
 ※定額円建年金保険への変更時、繰延べ時、年金額の算出時に適用される「所定の利率」は、金利水準等をもとに決定します。

1 保険のしくみ

保険名称 ニッセイ指定通貨建年金原資確定部分付変額年金保険(米ドル建・豪ドル建)

この保険は、一時払保険料を定率部分と運用実績連動部分に分けて運用し、運用成果を年金としてお支払いする外貨建の変額年金保険です。

指定通貨と据置期間の選択

指定通貨は米ドル・豪ドルから、据置期間は10年・20年から選択いただきます。ご契約後にこれらを変更することはできません。

保険料のお支払い

一時払保険料のお支払いが完了した日(日本生命指定の金融機関に着金した日)が責任開始の日となります。

定率部分と運用実績連動部分に分けた運用

積立利率にもとづき、一時払保険料を定率部分と運用実績連動部分に分けます。定率部分の積立金額は、積立利率にしたがってふえます。運用実績連動部分の積立金額は、特別勘定での運用実績が反映されます。

年金のお支払い

年金開始日において被保険者が生存されていたとき、年金開始日以後、年金をお支払いします。

死亡保険金のお支払い

据置期間中に被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。

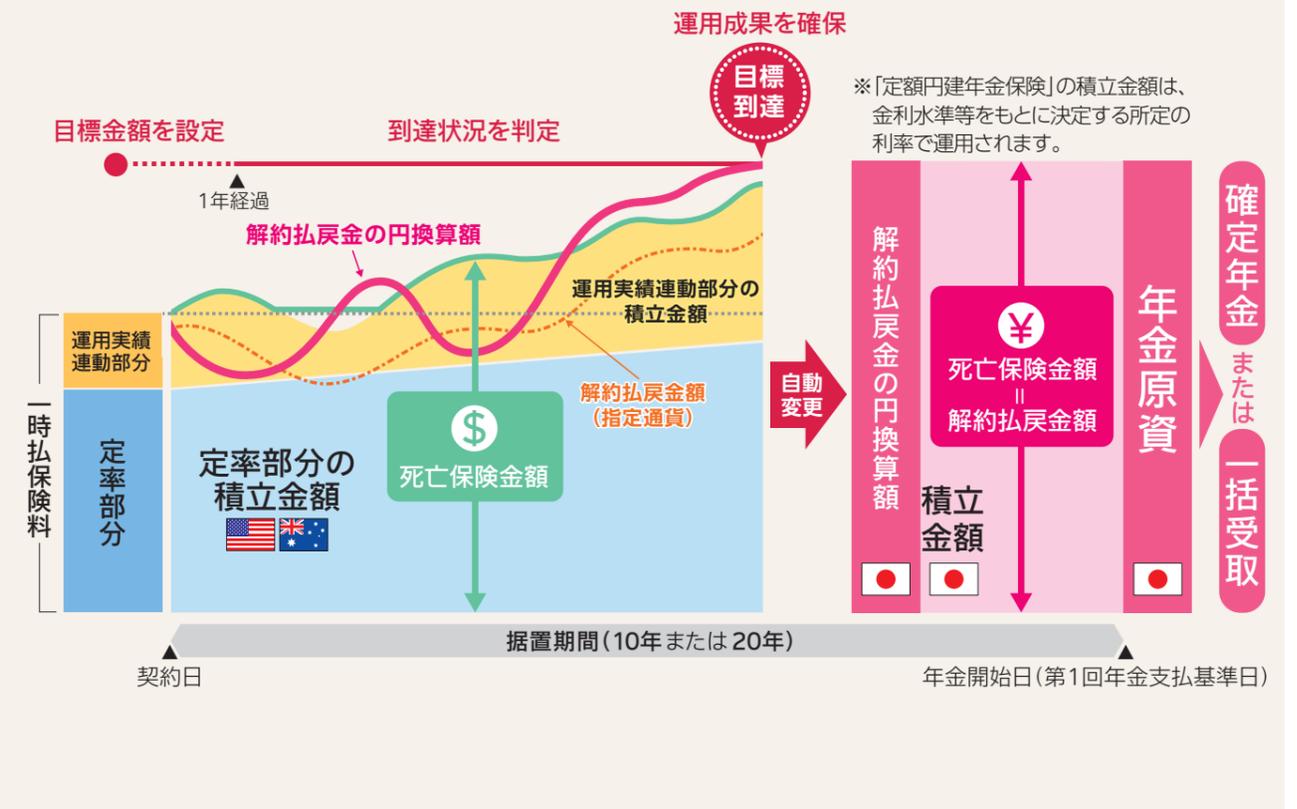
円での運用成果の確保

- 解約払戻金の円換算額に目標金額を設定することができます。目標金額は一時払保険料(円)の105%~200%(5%刻み)で設定できます。ご契約後は100%の設定も可能になります。
※目標金額の設定は必須ではありません。また、設定を取消することもできます。
- ご契約から1年経過以降、年金開始日の1カ月前の前日まで、解約払戻金の円換算額が目標金額に到達したとき、定額円建年金保険に移行します。また、据置期間中に目標金額に到達しなかった場合、年金の受取開始を繰延べることで指定通貨での定額運用に移行し、目標判定期間を延長することもできます。

定額円建年金保険への移行

目標到達時の解約払戻金の円換算額が移行後の責任準備金となり、所定の利率が適用されます。年金支払基準日に被保険者が生存しているとき、年金をお支払いします。

イメージ図



※イメージ図はP.3-4もご確認ください。

2 積立利率

積立利率は、定率部分の積立金額の計算に際して適用される利回りです。

責任開始の日において、以下のように計算されます。

積立利率 = 指標金利の所定の期間における平均値 + 所定の率 - 保険契約関係費率

※通貨・据置期間・円建死亡保険金特約の有無ごとに毎月2回(1日と16日)設定

3 保障内容

据置期間	<p>被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。 死亡保険金額は死亡した日における以下の①②③いずれか大きい金額です。</p> <p>① 一時払保険料 ② 積立金額 ③ 解約払戻金額</p> <p>円建死亡保険金特約が付加されている場合は、以下の④⑤いずれか大きい金額です。</p> <p>④ ①②③いずれか大きい金額を円に換算した額 ⑤ 一時払保険料(円)</p>
定額円建年金保険に移行後の据置期間	<p>被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。 死亡保険金額は死亡した日における積立金額です。 死亡保険金額は一時払保険料(円)を下回りません。</p>
繰延期間	<p>被保険者が亡くなられたとき、死亡した日における責任準備金を一括でお支払いします。 責任準備金額は一時払保険料を下回りません。</p>
年金支払期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金支払基準日に被保険者が生存している場合、年金をお支払いします。年金開始日の前日の積立金額を年金原資とし、年金種類と年金開始日における所定の利率によって計算される年金額をお支払いします。 ● 繰延べを行っていた場合は繰延べ後の第1回年金支払基準日に被保険者が生存していた場合、年金をお支払いします。第1回年金支払基準日の前日における責任準備金額が年金原資となり、年金種類と年金開始日における所定の利率によって計算される年金額をお支払いします。 ● 年金原資は一時払保険料を下回りません。 ● 年金種類は5年確定年金、10年確定年金、15年確定年金です。 <p>※契約時は5年確定年金のみ選択できます。 ※お申し出いただいたときに日本生命が取扱っている範囲に限ります。 ※年金支払期間中に年金受取人が亡くなられたときには、後継年金受取人が年金受取人になります。 ※被保険者が亡くなられたときには、将来の年金の現価を死亡一時金として、年金受取人にお支払いします。死亡一時金は一時金でのお支払いに代えて、継続して年金でお支払いすることもできます。</p>

4 解約払戻金

据置期間	<p>解約した場合、解約払戻金をお支払いします。 解約払戻金額は日本生命が必要書類を受付けた日*の以下の額です。</p> <p>定率部分の積立金額×(1-市場金利調整率) +運用実績連動部分の積立金額-解約控除額</p> <p>●市場金利調整率=</p> $1 - \left[\frac{1 + \text{この保険契約に適用される積立利率}}{1 + \text{解約払戻金計算基準日に計算される積立利率} + 0.5\%} \right]^{\frac{\text{残存月数}}{12}}$ <p>●解約控除額=一時払保険料×解約控除率 ●残存月数=解約日から年金開始日の前日までの月数(端数日は切上げ)</p> <p>➡解約控除率は P.27 をご確認ください。</p> <p>なお、「定率部分の積立金額×(1-市場金利調整率)」は、年金開始日の前日の定率部分の積立金額を上回ることはありません。</p>
定額円建年金保険に移行後の据置期間	<p>解約した場合、解約払戻金をお支払いします。 解約払戻金額は日本生命が必要書類を受付けた日*の積立金額です。</p>
繰延期間	<p>解約した場合、解約払戻金をお支払いします。 解約払戻金額は日本生命が必要書類を受付けた日*の責任準備金額です。</p>
年金支払期間	<p>解約することはできません。 代わりに、お申し出により将来の年金の現価に相当する金額を一括でお支払いすることができます。</p>

*ニッセイダイレクト事務センターに到着した日

5 特約

円入金特約

保険料を円でお支払いいただける特約です。
一時払保険料は円払込金額を指定通貨に換算した額になります。

円支払特約

年金や死亡保険金、解約払戻金等を円に換算してお支払いする特約です。

円建死亡保険金特約

据置期間中、死亡保険金額を円に換算してお支払いするとともに、その金額を一時払保険料(円)で最低保証する特約です。特約を付加すると、積立利率が低くなり、運用実績連動部分の比率が小さくなります。この特約はご契約時のみ付加することができ、途中解約はできません。また、被保険者の年齢が以下の場合にのみ付加できます。

据置期間	契約日における被保険者の満年齢
10年	70歳以下
20年	60歳以下

➡次ページへ続く

第1回年金支払基準日の変更に関する特約(繰延べ)

第1回年金支払基準日を繰延べる特約です。年金開始日の前日の積立金額が、繰延べ時の責任準備金となり、所定の利率が適用されます。
繰延期間中も、目標金額の設定が可能です。
繰延期間は被保険者の年齢によって以下のように異なります。

年金開始日における被保険者の満年齢	85歳以下	86歳	87歳	88歳	89歳	90歳以上
繰延可能期間*	5年	4年	3年	2年	1年	なし

*繰延期間は1年単位です。
※定額円建年金保険に移行後や、お申し出時に日本生命が取扱っていない場合は、この特約を付加できません。
※繰延べは1回に限りお取扱いします。

為替を換算する際に使用される為替レート

特約名称	為替レート	適用日
円入金特約	TTM+50銭	日本生命が保険料を受領した日
円支払特約	TTM-50銭	年金： 年金開始日または日本生命が必要書類を受付けた日のいずれか遅い日 死亡保険金、解約払戻金： 日本生命が必要書類を受付けた日*
円建死亡保険金特約	TTM-50銭	日本生命が必要書類を受付けた日

*解約の手続きに関しては、ニッセイダイレクト事務センターに到着した日
※TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、日本生命所定の金融機関が公表する値です。
上記適用日に公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。
※為替レートは将来変更されることがあります。

6 引受条件 (2019年4月現在)

一時払保険料	最低*1	1万米ドル(1,000米ドル単位) 1万豪ドル(1,000豪ドル単位) 100万円(10万円単位)
	最高*2	7億円
保険料払込方法		一時払のみ(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)
増額および減額		取扱いなし
被保険者年齢範囲*3 カッコ内は円建死亡保険金特約を付加した場合	据置期間 10年	0~75歳(0~70歳)
	据置期間 20年	0~70歳(0~60歳)
年金受取人 年齢範囲	据置期間 10年	0~75歳
	据置期間 20年	0~70歳
死亡保険金受取人		被保険者の配偶者または3親等内の親族
配当金		なし
指定代理請求		契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人を1名指定できます。
代理請求できる場合		年金受取人が被保険者の場合で、年金受取人が年金を請求できない事情があると日本生命が認めたとき
指定代理請求人の範囲		(1)被保険者と次の関係にある人 (ア)戸籍上の配偶者 (イ)直系血族 (ウ)兄弟姉妹 (エ)同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 (2)上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、日本生命が認めた人 (オ)同居または生計を一にしている人 (カ)財産管理を行っている人 (キ)死亡保険金受取人または後継年金受取人 (ク)上記(オ)~(キ)と同等の関係にある人 なお、請求時においても、この範囲内であることを要します。

*1 払込通貨で判定
*2 一時払保険料を判定用の為替レートで円に換算して判定
ほかに被保険者を同一とするニッセイ投資型年金、ニッセイ指定通貨建年金原資確定部分付変額年金保険のご契約がある場合は、それらを合算して判定
*3 被保険者の契約日における満年齢
※上記内容は将来変更されることがあります。

7 運用実績連動部分の概要

運用実績連動部分は、特別勘定で運用されます。

特別勘定は、投資信託を介して金融派生商品の取引を行うことで、実質的に投資対象の運用実績が反映されるしくみとなっております。

投資戦略としては、株式市場が好調なときは株式ポートフォリオで積極的な運用を行い、株式市場が不調なときは資産分散ポートフォリオで分散投資を行います。

2つのポートフォリオの実質的な投資対象は次のとおりです。

		名称	株式ポートフォリオ	資産分散ポートフォリオ	
資産 クラス	国内株式	BNPパリバ・日本株式先物指数	○	○	
	外国株式	BNPパリバ・米国株式先物指数	○	○	
		BNPパリバ・ユーロ圏株式先物指数	○	○	
		BNPパリバ・香港株式先物指数	-	○	
	国内債券	BNPパリバ・日本10年国債先物指数	-	○	
	外国 債券	円ヘッジ あり	BNPパリバ・米国10年国債先物指数 (円ヘッジ付)	-	○
			BNPパリバ・ドイツ10年国債先物指数 (円ヘッジ付)	-	○
			BNPパリバ・英国10年国債先物指数 (円ヘッジ付)	-	○
			BNPパリバ・豪州10年国債先物指数 (円ヘッジ付)	-	○
		円ヘッジ なし	BNPパリバ・ 米国10年国債バスケット	-	○
			BNPパリバ・ ドイツ10年国債バスケット	-	○
			BNPパリバ・ 英国10年国債バスケット	-	○
			BNPパリバ・ 豪州10年国債バスケット	-	○

※法令や規制方針の変更等により、投資対象を変更する可能性があります。

特別勘定資産の評価方法は、投資信託を含む有価証券等については時価評価し、それ以外の資産については原価法によるものとします。ただし、資産評価の方法については、今後変更することがあります。

その他運用実績連動部分の詳細につきましては、**特別勘定のしおり**をご確認ください。

8 リスク

この保険には、リスクがあります。P.25-26をご確認ください。

9 諸費用

この保険は、お客さまにご負担いただく諸費用があります。P.26-27をご確認ください。

注意喚起情報

この注意喚起情報は、ご契約のお申込みに際し、特にご注意ください事項です。

● **ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**

● お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は

ご契約のしおり—約款 もご確認ください。

また、運用実績連動部分の

詳細については **特別勘定のしおり** をご確認ください。

記載
ページ

引受保険会社の名称および住所 …… P.25

苦情・相談・請求等のお問い合わせ先 …… P.25

1 リスク …… P.25

2 諸費用 …… P.26

3 責任開始の日・契約日・特別勘定への繰入日 …… P.27

4 死亡保険金等のご請求 …… P.28

5 死亡保険金等をお支払いできない場合 …… P.28

6 解約払戻金 …… P.28

7 特別勘定の廃止または統合 …… P.28

8 税金の取扱い(2019年2月現在) …… P.29

9 現在のご契約を解約・減額して
新しいご契約のお申込みをする場合 …… P.30

10 クーリング・オフ制度 …… P.30

11 生命保険会社が経営破綻した場合等 …… P.30

用語のご説明

※一時払保険料は基本保険金額と同額となるため、当冊子では、基本保険金額を「一時払保険料」と記載しております。
※円払込金額、または払込金額を責任開始日の円入金用為替レートで円に換算した額を「一時払保険料(円)」と記載しております。
※定額円建年金保険への変更時、繰延べ時、年金額の算出時に適用される「所定の利率」は、金利水準等をもとに決定します。

引受保険会社の名称および住所

引受保険会社 日本生命保険相互会社

〒541-8501 大阪府大阪市中央区今橋3-5-12
https://www.nissay.co.jp

苦情・相談・請求等のお問い合わせ先

日本生命の相談窓口

〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート
ニッセイダイレクト事務センター

0120-375-621 (通話料無料)

受付時間:月~金曜日9:00~17:00(祝日、12/31~1/3を除く)

指定紛争解決機関

この保険にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

生命保険協会の生命保険相談所では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情を受け付けております。

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても問題が解決しない場合、生命保険相談所内に設置された裁定審査会を利用できます。

1 リスク

この保険には、次のようなリスクがあり、損失が生じる可能性がありますので、必ずご確認ください。

(1) 為替変動リスク

- 死亡保険金、年金、死亡一時金、解約払戻金は為替レートの変動の影響を受けます。
 - 為替レートが契約時から変動しなかった場合と比べ、保険金等を円に換算した額が少なくなることがあります。
 - 保険金等を円に換算した額が、一時払保険料(円)を下回ることがあります。

(2) 金利変動リスク

- 解約払戻金は市場金利調整により、市場金利の変動の影響を受けます。
 - 解約払戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。
- 定率部分は債券等への投資によって積立金額をふやすしくみとなっております。
- 債券は金利が上昇すると時価が減少します。解約払戻金の計算には、この債券の時価変動を反映させるため、市場金利調整を導入しています。
- ※ご契約後に市場金利が上昇したため、相対的に利回りの高い他の金融商品を求めて当保険を解約する場合に、市場金利の上昇により解約払戻金が減少している等のケースが想定されます。

(3) 特別勘定資産の価格変動リスク

- 運用実績連動部分の積立金額は特別勘定で運用されるため、保険金等は様々な投資対象の価格の変動の影響を受けます。
 - 解約払戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。
- 投資対象については、P.23をご確認ください。

(1)~(3)のリスクは複合的に発生する場合があります。

そのため、予期しない損失が生じる可能性があります。

〈例1〉円安に進行し積立金の円換算額が増加していることを期待して解約したが、特別勘定資産が減少したため解約払戻金が減少し、損失が生じた。

〈例2〉景気が好転し特別勘定資産が増加していることを期待して解約したが、景気好転により金利も上昇したため市場金利調整により解約払戻金が減少し、損失が生じた。

2 諸費用

ご契約に際して、すべてのお客さまにご負担いただく諸費用は以下のとおりです。

なお、これらの費用の一部は将来変更される場合があります。

① 定率部分にかかる費用

ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を指定通貨で最低保証するために必要な費用等(保険契約関係費)であり、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。

② 運用実績連動部分にかかる費用

項目	費用		
保険契約関係費 〔ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに 死亡保険金を最低保証するための費用〕	特別勘定資産の総額に対して 年率1.85%		
資産運用関係費	投資信託の信託報酬	投資信託の純資産総額に対して 年率0.20%(税抜)	
	金融派生商品の取引にかかわる費用	助言報酬ならびにレバレッジ取引等にかかる費用	実際の運用金額に対して 年率3.410%以内
	その他取引費用等	費用の発生前に金額や割合を 確定することが困難であるため、 表示できません。	
	監査費用	投資信託の純資産総額に対して 年率0.010%以内	
信託事務の諸費用	費用の発生前に金額や割合を 確定することが困難であるため、 表示できません。		

その他、特定のお客さまにご負担いただく諸費用は以下のとおりです。

③ 年金支払期間中の費用

責任準備金に対して以下の費用を控除したうえで年金額が計算されます。

年金の種類	指定通貨で受取る場合	円で受取る場合
5年確定年金	年率0.765%	年率0.290%
10年確定年金	年率0.345%	年率0.230%
15年確定年金	年率0.227%	年率0.151%

※上記の費用は将来変更される可能性があります。

④ 円建死亡保険金特約を付加した場合の費用

死亡保険金を一時払保険料(円)で最低保証するための費用を、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。

➡ 次ページへ続く

4 死亡保険金等のご請求

死亡保険金等のお支払事由に該当した際はすみやかに日本生命のお問い合わせ窓口までご連絡ください。なお、お手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができない可能性がありますので、契約者の住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。年金に関して指定代理請求人を指定されている場合は、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人にお伝えください。その他、死亡保険金の受取人変更等、ご契約内容を変更する場合もすみやかに日本生命のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

5 死亡保険金等をお支払いできない場合

死亡保険金等をお支払いできない場合があります。代表的なものは次のとおりです。

- お支払事由に該当しない場合
- 死亡保険金の免責事由に該当した場合
 - 責任開始の日から3年以内の被保険者の自殺
 - 契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消・無効とされた場合
- 死亡保険金を詐取する目的で事故を招いたときや、契約者、被保険者または死亡保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により、ご契約が解除された場合

6 解約払戻金

解約払戻金の計算方法や解約控除についてはP.20・P.27、金利変動のリスクについてはP.25をご確認ください。解約時の受取額の変動に影響を与える要素についてはP.37もあわせてご確認ください。なお、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。

7 特別勘定の廃止または統合

関係法令等の改正、特別勘定資産の減少、資産の運用の対象となる市場の変化その他これに準じる事態が発生し、この特別勘定の資産運用が困難な状況となると認めた場合あるいは投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったとき等には、特別勘定を廃止または2つ以上の特別勘定を統合することがあります。特別勘定を廃止する場合、積立金を移転します。特別勘定の廃止または統合を行う際は、その日の1カ月前までに契約者にお知らせします。特別勘定の廃止に伴う積立金の移転を行う際は、その廃止日の1カ月前までに契約者にお知らせします。特別勘定に関するその他詳細については  **特別勘定のしおり** をご確認ください。

⑤ 繰延べをした場合の費用

ご契約の維持等に必要な費用であり、繰延べ後の責任準備金額を定める際に、あらかじめ控除しております。

⑥ 通貨の換算に関する費用

	1通貨あたりの為替手数料
円を指定通貨に換算するとき	50銭
指定通貨を円に換算するとき	

この為替手数料を加味した、通貨の換算に使用する為替レートについてはP.21をご確認ください。

⑦ 解約をした場合の費用

据置期間中に解約した場合にかかる費用であり、解約払戻金額を計算する際、一時払保険料に経過年数別の解約控除率(下表)を乗じた金額を控除します。

据置期間10年

0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%

据置期間20年

0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
10.0%	9.5%	9.0%	8.5%	8.0%	7.5%	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%
10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上 19年未満	19年以上 20年未満
5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

その他、取扱金融機関によって別途送金手数料や引出し手数料等の諸手数料がかかる場合があります。詳しくは取扱金融機関の窓口にお問い合わせください。

3 責任開始の日・契約日・特別勘定への繰入日

責任開始の日

日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、**一時払保険料のお払込みが完了した日(日本生命指定の金融機関に着金した日)**が契約上の責任開始の日となります。

募集代理店及び募集代理店の取扱担当者(生命保険募集人)は、契約締結の代理権を有さないため、お申込みを承諾する権限がありません。

なお、この保険の契約日および特別勘定への繰入日は責任開始の日とは異なります。

契約日

契約日は次のいずれか遅い日の翌日となります。

なお、次のいずれか遅い日が日本生命の休業日である場合は、直後の営業日の翌日となります。

- ① 保険料のお払込みが完了した日
- ② 日本生命がご契約のお申込みを承諾した日
- ③ 契約の申込日から、その日を含めて8日目

特別勘定への繰入日

契約日に特別勘定への繰入れを行い、その翌日から運用を開始します。

8 税金の取扱い (2019年2月現在)

以下の内容は、2019年2月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。
また、死亡保険金、年金、解約払戻金にかかる税金につきましては、実際にお支払事由等が発生した時点の税法の取扱いによります。

※個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。
※所得税の納付に際しては、復興特別所得税が別途課税されますのでご注意ください。

ご契約時

お申込みいただいた一時払保険料は、お申込みいただいた年の一般生命保険料控除の対象です(他の保険料控除の対象とはなりません)。

ただし、契約者が納税者本人であり、保険金等の受取人が、自己または配偶者その他の親族である契約が対象となります。

据置期間中

解約払戻金のお受取りに際してかかる税金は次のとおりです。

契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税

※一時所得の課税対象額＝
{(解約払戻金)+(配当金)-(一時払保険料)-(特別控除額50万円)}×1/2
特別控除額50万円は各々のご契約の解約払戻金額に対してではなく、
年間の一時所得合計額に対しての控除です。

死亡保険金のお受取りに際してかかる税金は次のとおりです。

ご契約内容	契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
①契約者と被保険者が同一人の場合	A	A	B	相続税
②契約者と受取人が同一人の場合	A	B	A	所得税(一時所得)+住民税
③契約者と被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	A	B	C	贈与税

年金のお受取りに際してかかる税金は次のとおりです。

確定年金で受取る場合	一括受取の場合
所得税(雑所得)+住民税	所得税(一時所得)+住民税

※ご契約者が年金受取人でない場合は、年金開始時に相続税法上の年金受給権評価額に対して贈与税が課税されます。さらに、年金受取時に所得税(雑所得)・住民税が課税されます。

この保険の外貨での保険料や死亡保険金等の授受にかかる税法上の取扱いは円での生命保険契約と同じです。

次の基準により外貨を円換算したうえで、円での生命保険契約と同様に取扱います。

科目	為替レート適用日*	適用為替レート
保険料	日本生命が保険料を受領する日	最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
解約払戻金	解約払戻金計算基準日	【源泉分離課税となる場合】 最終対顧客電信買相場(TTB)
		【所得税・住民税の対象となる場合】 最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
死亡保険金	被保険者が死亡した日	【相続税・贈与税の対象となる場合】 最終対顧客電信買相場(TTB)
		【所得税・住民税の対象となる場合】 最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
年金	年金支払基準日	【所得税・住民税の対象となる場合】 最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)

*上記の適用日に為替相場がない場合には、同日前の最も近い日の為替相場によります。

※円入金特約を付加した場合は、円払込金額となります。

また、円支払特約を付加した場合は、円で受取った金額となります。

9 現在のご契約を解約・減額して 新しいご契約のお申込みをする場合

解約・減額時の払戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。

解約・減額したご契約を元に戻すことはできません。

解約・減額した場合は、解約・減額をしなかった場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。
現在のご契約と同一保険料でも、新しいご契約の死亡保険金額等が少なくなる場合があります。

詐欺による取消の規定等について、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。

新しいご契約については、責任開始の日から3年以内の自殺の場合等には、死亡保険金をお支払いできない場合があります。

10 クーリング・オフ制度

ご契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お申込みいただいた金額をお返しいたします(円入金特約を付加した場合、円により払込まれた金額(円払込金額)は全額円でお返しします)。クーリング・オフ制度は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。郵便により、上記期間内(8日以内の消印有効)に、以下の事項を記載した書面をニッセイダイレクト事務センターまで送付ください。

記載事項

- 申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思(理由の記載は任意) (記入例)
- 申込番号
- 一時払保険料の金額(円入金特約を付加した場合は円払込金額)
- 取扱金融機関名・支店名(または、支社・営業部名、募集代理店名)
- 返金先口座(銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人)
- 書面作成日
- 申込者または契約者の住所・電話番号
- 申込者または契約者のお名前(自署)

日本生命保険相互会社 行
 1 私は保険契約の申込みの撤回を行います。
 (理由)〇〇〇〇〇〇
 2 申込番号 ××××××××××××××
 3 一時払保険料 ×××,×××米ドル
 4 取扱金融機関 〇〇銀行 〇〇支店
 5 返金先口座 〇〇銀行 〇〇支店
 外貨口座××××××××
 口座名義人 〇〇〇〇
 6 20××年××月××日
 7 住所 〇〇県〇〇市〇〇町×丁目
 ×番地×号
 電話番号 ××××-××-××××××
 8 お名前 日生 太郎

郵送先

〒113-8661
 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート
 日本生命保険相互会社 ニッセイダイレクト事務センター

11 生命保険会社が経営破綻した場合等

保険会社の業務または財産の状況の変化により、死亡保険金額等が削減されることがあります。
日本生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、死亡保険金額等が削減されることがあります。

アフターサービスについて

※これらのサービス・取扱条件・書類イメージは2019年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

ご契約後も安心してご継続いただけるよう、充実したアフターサービスをご用意しております。

ご契約後に日本生命より郵送する書類

ご契約状況をタイムリーにご確認いただくため、各種書類を送付しています。

ご契約後	<p>1 保険契約のお申込手続き完了のお知らせ (兼 初期暗証番号(仮パスワード)のお知らせ) 仮パスワードでインターネットサービスに登録ください</p> <p>発送時期 成立日+2営業日後以降</p> 
	<p>2 保険証券等</p> <p>発送時期 契約日の翌営業日以降 (通常、お申込みから2週間程度)</p> 
保険期間中	<p>3 ご契約状況のお知らせ</p> <p>発送時期 年4回 ※ 毎年の契約応当日とその3カ月ごとの応当日以降 ※ 定額円建年金保険へ変更した場合、年1回(契約応当日以降)</p> 
	<p>4 決算のお知らせ</p> <p>発送時期 毎年7月末 (定額円建年金保険へ変更した場合、送付されません)</p> 
目標金額到達時	<p>5 定額円建年金保険への変更のお知らせ</p> <p>発送時期 目標金額に到達した場合、到達した日の翌々営業日以降</p> 
年金移行時	<p>6 年金開始のご案内</p> <p>発送時期 年金開始の約1カ月前まで</p>

お問い合わせ先はこちら

ニッセイダイレクト事務センター
名義変更(受取人変更、契約者変更、改姓・改名等)のお手続き、保険証券の再発行、死亡保険金の請求、ご解約の手続き等をご利用いただけます。

0120-375-621 (通話料無料)

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00(祝日、12/31～1/3を除く)

ホームページ

<https://www.nissay.co.jp>

日本生命トップページ⇒金融機関窓口販売商品のログイン⇒専用サービスへアクセスください。

ビスをご用意しております。

インターネットサービス

日本生命ホームページよりご登録いただくことで、お客さまに役立つ各種サービスをご利用いただけます。

<p>ご契約内容の照会</p>	<p>照会日時点の契約内容・運用状況を確認できます。為替レートの確認等も行うことができます。</p> 
<p>目標値の指定・変更・取消</p>	<p>目標値の指定・変更・取消をお客さまご自身で行うことができます。</p> 
<p>その他各種お手続き</p>	<p>「生命保険料控除証明書の再発行」等、その他の各種お手続きを行うことができます。</p> 

3:00～4:00は当サービスはご利用になれません。

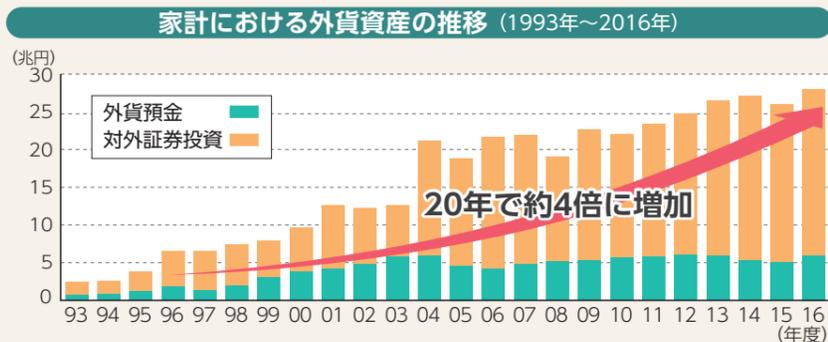
なお、「目標値の指定・変更・取消」「生命保険料控除証明書の再発行」は上記に加え、毎営業日15:00～15:30もシステムメンテナンスのためお手続きいただけない時間帯がございます。

※「目標値の指定・変更・取消」「生命保険料控除証明書の再発行」は、日本生命営業日の15:00までに日本生命が受信できた請求を当日の受付とします。



外貨での運用は、特別なことではなくなりつつあります。

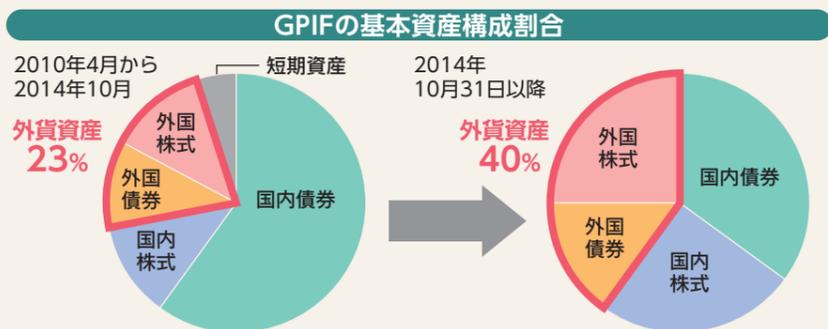
家計における外貨資産は、20年で約4倍に増加しています。グローバル化が進む中、家計の外貨資産は徐々にふえ、外貨の保有は特別なことではなくなりつつあります。



出典：日本銀行ホームページ「資金循環」

そして国でも、公的年金運用で外貨資産の割合を高めています。

国の代表的な運用機関である年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)では、2014年に外貨資産の割合を23%から40%に引上げました。



出典：GPIFホームページ「基本ポートフォリオ」

分散投資は、有効な投資手法の1つです。

通貨の価値は、為替レートの変動で常に上下しています。

外国為替は、世界中で日々休みなく取り引きされ、経済や政情等、様々な要因が複雑に交錯しながら、刻々と変化しています。それにともない、円の実質的な価値も常に変動しています。

出典：日本生命が指標として指定している金融機関の公示値をもとに作成。



外貨で運用を行うにあたっては、複数の通貨を組み合わせることが大事です。

資産を複数通貨で保有していれば、1つの通貨価値が下がったとしても、他の通貨価値が上がるなら、トータルで資産価値の減少を補うことができるかもしれません。

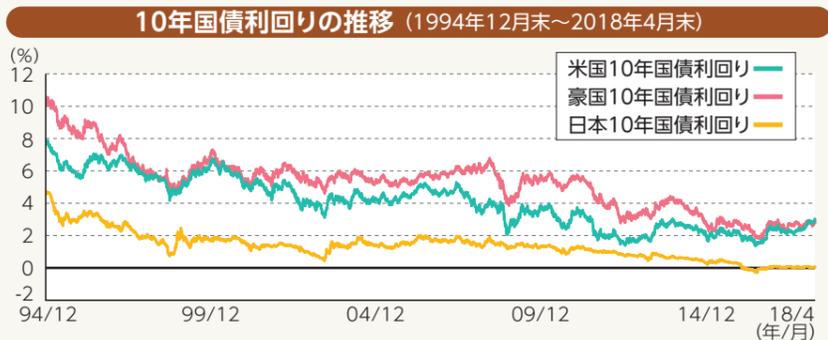


※分散投資によるリスク抑制の効果例をイメージ化したものであり、リスク抑制を保証するものではありません。

なぜ今、外貨なのでしょう？

日本では、長く低金利が続いています。日本の金利は、金融政策上しばらく低水準が続くことが想定されます。一方、海外には日本よりも金利の高い国があります。

出典：各国中央銀行が公表している利回りをもとに日本生命が作成



様々な品が値上がりし、お金の価値の低下が心配です。低金利が続く中でも、物価は上昇傾向にあります。物価が上がると、円資産のみでは、保有資産が実質的に目減りしてしまいます。

出典：総務省統計局「小売物価統計調査」(主要品目の東京都都区部小売価格) ※小数点第2位以下を切捨て

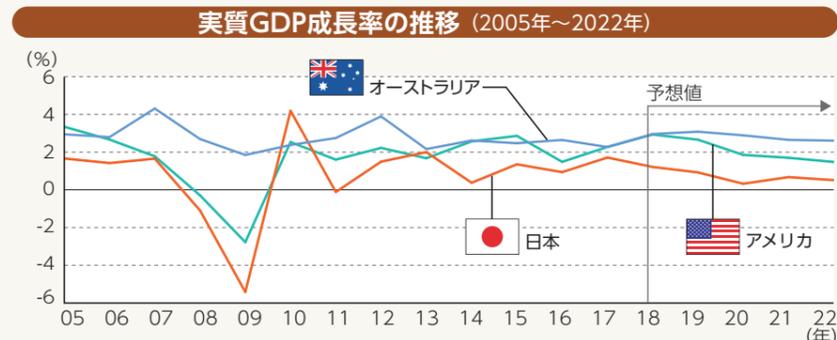


金利の高いアメリカ・オーストラリアは、どのような国なのでしょう？

アメリカ・オーストラリアとも比較的高い成長率を維持しています。

リーマンショックで一時的に低下したものの、日本より相対的に金利の高い両国とも、近年は、国内総生産(GDP)が2%程度成長し続けています。

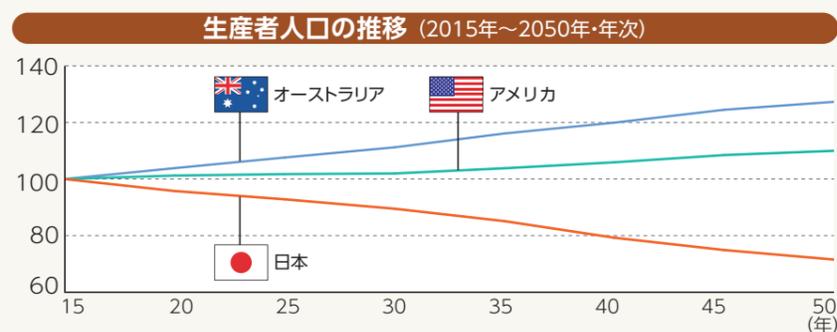
出典：International Monetary Fund [World Economic Outlook Database, April 2018]



アメリカ・オーストラリアとも働く人がふえ続けています。

両国とも、15歳から64歳の生産年齢人口がふえ続け、将来にわたって経済活動が活発に行われると予想されます。

出典：United Nations [The 2015 Revision of World Population Prospects] 2015年を100として指数化、予測値含む

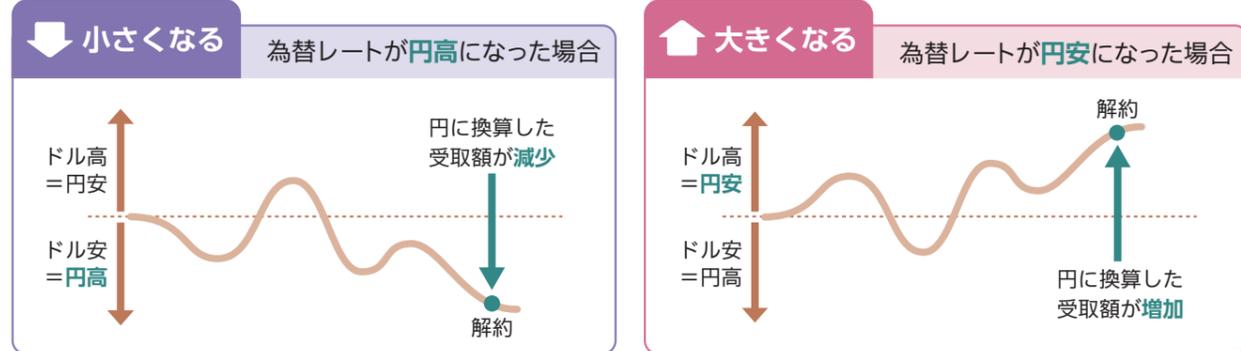


解約時の受取額の変動について

以下の4つの要素の影響を受けて変動します。

①円で受取る場合、「為替レート」の影響

受取額は、解約日の為替レートが円高になれば小さくなり、円安になれば大きくなります。



※解約払戻金額(指定通貨)が同じ場合

②「市場金利」の影響(市場金利調整)

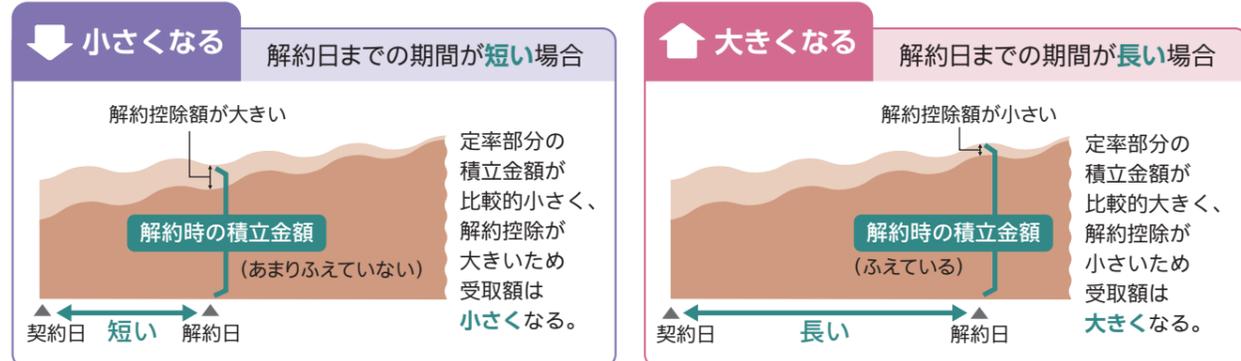
受取額は、解約日の市場金利*が上げれば小さくなり、下げれば大きくなります。



*市場金利 = 解約払戻金計算基準日に計算される積立利率

③「解約日までの期間」の影響

受取額は、ご契約日から解約日までの期間が短いほど小さくなり、長いほど大きくなります。



※運用実績連動部分の積立金額が運用実績に応じて増減するため、受取額は、上記の期間が短くても大きくなる場合や、長くても小さくなる場合があります。

④「運用実績連動部分の運用実績」の影響

受取額は、運用実績連動部分の積立金額が増加するほど大きくなり、減少するほど小さくなります。

※市場金利調整や解約控除の影響により、受取額は、運用実績連動部分の積立金額が増加しても小さくなる場合や、減少しても大きくなる場合があります。

※①については、← 詳細はP.25をご確認ください。

※②③については、当保険特有の算式により解約払戻金額(指定通貨)が計算されます。← 詳細はP.20をご確認ください。

商品仕様 早見表

項目	内容			参照ページ	
被保険者・年金受取人年齢範囲*	据置期間	被保険者		P.22	
		円建死亡保険金特約なしの場合	円建死亡保険金特約ありの場合		年金受取人
		10年	75歳以下		70歳以下
	20年	70歳以下	60歳以下	70歳以下	
*契約日の満年齢です。契約日の詳細はP.27をご確認ください。					
年金受取人	契約者 または 被保険者 ※据置期間中は変更可能			-	
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の親族 ※据置期間中は変更可能			P.22	
告知	なし			-	
払込方法	一時払のみ(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)			P.22	
入金通貨	米ドル	1万米ドル～7億円相当額 ※1,000米ドル単位		P.22	
	豪ドル	1万豪ドル～7億円相当額 ※1,000豪ドル単位			
	円	100万円～7億円 ※10万円単位			
据置期間中の増額・減額	不可			P.22	
指定通貨	米ドル または 豪ドル			P.17	
円の目標金額	設定範囲	一時払保険料(円)に対して105%～200%(5%刻み)		P.17	
	据置期間中の変更	可 ※ご契約後は100%も設定可能			
年金	年金種類	●ご契約時……………5年確定年金 ●年金開始日前日の変更……………5年確定年金、10年確定年金、15年確定年金		P.19	
	受取りの繰延べ	1回に限り、最長5年可		P.21	
死亡保険金(据置期間中の被保険者の死亡)	死亡日における①一時払保険料②積立金額③解約払戻金額のうちいずれか大きい金額			P.19	
死亡一時金(年金支払期間中の被保険者の死亡)	●被保険者と年金受取人が同一の場合…年金現価を後継年金受取人にお支払い ●被保険者と年金受取人が別人の場合…年金現価を年金受取人にお支払い ※年金でのお支払いも可			P.19	
解約払戻金	定率部分の積立金額に市場金利調整を適用した金額と運用実績連動部分の積立金額の合計から解約控除額を差引いて計算			P.20	
配当金	なし			-	
年金の指定代理請求人	被保険者と年金受取人が同一の場合、指定可			P.22	
付加できる特約	円入金特約、円支払特約、円建死亡保険金特約、第1回年金支払基準日の変更に関する特約(繰延べ)			P.20-21	
為替レートの適用日	日本生命所定の日			P.21	
ご負担いただく費用	契約時	なし		-	
	保険期間中	日本生命所定の費用			
税金の取扱い	保険料	一般生命保険料控除の対象		P.29	
	確定年金	契約者・年金受取人の関係により、所得税(雑所得)+住民税 または 贈与税+所得税(雑所得)+住民税			
	一括受取	契約者・年金受取人の関係により、所得税(一時所得)+住民税 または 贈与税			
	解約払戻金	所得税(一時所得)+住民税 ※5年以内に解約の場合は源泉分離課税(所得税+住民税)			
死亡保険金	契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係により、相続税 または 贈与税 または 所得税(一時所得)+住民税				